奈 良 労 働 局 発 表
平成２３年６月１日

奈 良 労 働 局 労 働 基 準 部
賃 金 室 長　　松村　光偉
賃 金 係 長　　生地　廣行
電話　０７４２－３２－０２０６

無料相談の最低賃金総合相談支援センター及び

最低賃金相談支援コーナーを開設しました

奈良労働局（局長　小松克行）では、最低賃金の引上げに大きく影響を受ける中小企業に対する支援策として、平成 23 年 6 月 1 日より、奈良県社会保険労務士会・公益社団法人　橿原市経済倶楽部と連携し、奈良市に最低賃金総合相談支援センターを、橿原市に最低賃金相談支援コーナーを開設し、経営面や労働面の無料相談を始めました。

相談センター及びコーナーでは中小企業事業者の相談に応じるほか、必要に応じて労働条件管理の専門家を相談事業場に派遣（無料）し、問題点の把握と、改善に対応します。また、労働条件に係るセミナーの開催も予定しています。

○　相談センター及びコーナーの開設場所は次のとおりです。

（１）相談センター

奈良県社会保険労務士会（奈良市大宮町 6 丁目 1－11　新大宮第 2 ビル 4 階）
名　　称：奈良最低賃金総合相談支援センター
電　　話：0742－34－7950
開設日数：月 18 日（土曜日、日曜日、祝日、毎月奇数週の水曜日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
相談時間：午前 9 時～午後 5 時
担当地域：奈良県全域

（２）相談コーナー

公益社団法人　橿原市経済倶楽部（橿原市久米町 652－2　橿原市商工経済会館内）
名　　称：橿原最低賃金相談支援コーナー
電　　話：0744－28－4600
開設日数：月 18 日（土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
相談時間：午前 9 時～午後 5 時
担当地域：大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡、高市郡、桜井市、宇陀市、磯城郡、五條市、吉野郡

（参　　考）

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援対策について

①　労働条件管理に係る専門家派遣は、社会保険労務士等の専門家が個別訪問します。

②　相談コーナー（橿原）で専門家派遣が必要な場合は、相談センター（奈良）より派遣を行います。

③　支援対策はこのほか

ア　業種別中小企業団体助成金として、最低賃金引上げの影響が大きい業界団体に対して、業界を挙げて賃金底上げのための環境整備に取り組む際の費用の助成制度（厚生労働本省において実施）

イ　業務改善助成金として、平成 23 年 4 月 1 日時点の地域別最低賃金が 700 円以下の地域の中小事業主が、4 年以内に計画的に 800 円以上に引き上げることを内容とする賃金引上げ計画を策定し、1 年当たりの 40 円以上となる引上げを実施する場合の業務改善に要する経費についての助成制度（奈良労働局において実施）

があります。

④　支援対策の背景

最低賃金は平成 22 年 6 月 3 日第 4 回雇用戦略対話で政労使合意により 2020 年度までの目標として「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況を配慮しつつ、全国平均 1000 円を目指すこと」とされたことに加え、「円滑な目標達成を支援するため、最も影響を受ける中小企業に対する支援」を講じることを検討すべきとされました。

さらに、同年 12 月 15 日に開催された雇用戦略対話第 6 回会合での政労使合意により「平成 22 年 6 月の『雇用戦略対話』における合意を踏まえ、最低賃金の引上げによる最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされたところです。

最低賃金の大幅な引上げの影響が大きい中小企業事業主にとって、最低賃金の引上げに対応した賃金の引上げを行うためには、生産性の向上等の経営改善を通じて賃金支払能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制の見直しを図ることが課題となります。

このため、この課題に取り組む中小企業への支援として経営面と労働面の相談等をそれぞれの専門家によってワン・ストップで対応できる相談窓口を整備し、中小企業庁等が実施する生産性向上等の経営改善に向けた支援事業等と連携を図りながら、従来から中小企業に対して生産性向上等の経営改善に係る相談・指導を実施している中小企業団体に委託して、奈良労働局では、平成 23 年 6 月 1 日より奈良市に最低賃金総合相談支援センターを、橿原市に最低賃金相談支援コーナーを開設しました。

「最低賃金総合相談支援センター」のご利用について

今般、最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談についてそれぞれの専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を設置しました。

設置場所

奈良県奈良市大宮町６－１－１
新大宮第２ビル４階
奈良県社会保険労務士会事務所内
(電話)　０７４２－３４－７９５０

開設時間

１ヶ月１８日間
（土曜日、日曜日、祝日、毎月奇数週の水曜日、
１２月２９日～１月３日を除く）
午前９時～午後５時

担当地域

奈良県全域

対応できること（※１，２）

- 販路拡大の方法について知りたいのだけど･･･
- もう少し生産効率を上げたいのだが･･･
- 給与制度・給与体系を見直ししたいのだが･･･
- 就業規則をしっかりとしたものにしたいが･･･
- 社内レイアウトを効率的なものに見直ししたいのだが･･･
- その他、経営・労務に関すること

※１：厚生労働省からの委託を受けて行っていますので、御相談内容、企業、個人情報などは厳守。安心して相談できます。
※２：相談のみでなく、さらに、専門家を無料で各企業へ派遣し、個別にコンサルティングを受けることもできます。

奈良労働局労働基準部賃金室　（TEL：０７４２－３２－０２０６）

「最低賃金相談支援コーナー」のご利用について

今般、最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談についてそれぞれの専門家がワン・ストップで対応する無料の相談窓口を設置しました。

設置場所

奈良県橿原市久米町６５２－２

橿原市商工経済会館内

(電話)　０７４４－２８－４６００

開設時間

１ヶ月１８日間

（土曜日、日曜日、祝日、１２月２９日～１月３日を除く）

午前９時～午後５時

※業務の都合上、開設日が変更になることがありますので、ご来訪の場合は、事前に電話で御確認下さい（0744－28－4600）

担当地域

大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡、高市郡、桜井市、宇陀市、磯城郡、五條市、吉野郡

対応できること（※１，２）

- 販路拡大の方法について知りたいのだけど･･･
- もう少し生産効率を上げたいのだが･･･
- 給与制度・給与体系を見直ししたいのだが･･･
- 就業規則をしっかりとしたものにしたいが･･･
- 社内レイアウトを効率的なものに見直ししたいのだが･･･
- その他、経営・労務に関すること

※１：厚生労働省からの委託を受けて行っていますので、御相談内容、企業、個人情報などは厳守。安心して相談できます。

※２：相談のみでなく、最低賃金総合相談支援センターと連携して、専門家を無料で各企業へ派遣し、個別にコンサルティングを受けることもできます。

奈良労働局労働基準部賃金室　（TEL：０７４２－３２－０２０６）